

上宇部会館 学習ルーム管理規定

1. 目的

本規定は将来地域を担う人たちが、学習ルームを使うに当たり、安全で静かな雰囲気の中で勉強や図書閲覧ができる環境を作り、それを維持することを目的とする。

2. 責任と権限

- ①学習ルーム使用に伴う責任は上宇部地域づくり協議会にあるものとする。
- ②学習ルームの借用手続きは上宇部地域づくり協議会が行う。

3. 対象

中学生、高校生、高専生

4. 使用料金

学習ルーム管理規定に基づく利用は無料とする。

5. 厳守すべき事項

5-1 利用の前提条件

- ① 中学生、高校生及び高専生の利用は、別紙、「上宇部会館 学習ルーム利用申請書」の提出を必要条件とする。必要事項を記入し上宇部ふれあいセンターに提出する。
- ② 「上宇部会館 学習ルーム利用申請書」の有効期間は申請年度の末日(3月31日)年間とし、その後も継続する場合は申請書の更新手続きをする。

5-2 遵守事項

- ① 利用者は、上記申請書を提出し、「学習ルーム利用カード」を受け取る。
 - ② 入室の際に、上宇部ふれあいセンター(以下センターと記す)1階にて係員に「学習ルーム利用カード」を提示し、利用者記録簿に氏名、所属、入室時間を記入する。
 - ③ 私語は厳に慎むこと。
 - ④ 学習ルーム内での食事、菓子等をとることは禁止。(お茶、ジュース等の飲物は可)
 - ⑤ ゲーム機持ち込みは禁止。
 - ⑥ パソコンは持ち込み可(無料WiFi設備完備)。
 - ⑦ 携帯電話は電源を切るかマナーモードとし、使用は廊下あるいは1階ロビーですること。
 - ⑧ 机、椅子、壁を含む備品への落書き厳禁のこと。
 - ⑨ 他の利用者との間で問題となる行動を起こさないこと。
 - ⑩ トラブルが発生した際および不明な点があれば、センターの係員に連絡すること。
 - ⑪ 退室する時は、利用者記録簿に退出時間を記入する。ゴミは各自持ち帰ること。
- 上記事項に違反した場合は学習ルームの使用を禁ずることがある。

6. 学習ルームの休館日

年末年始（12月28日から1月3日）、土日、祝日

7. 学習ルームの開館時間

①平日：16:00 ～ 20:00

（注）土日、祝日の使用は当面見送りとし、数か月の実績を踏まえて開館の是非を判断する。

②春、夏、冬の長期休み期間中の平日：9:00 ～ 17:00

8. 安全対策

①利用者の安全を守るために学習ルームに見守りカメラを設置し、学習ルームとしての使用中は1階事務室で常時モニタリングする。

*ただし、学習ルームとしての使用以外の時間は、見守りカメラを停止する。

②上記①に伴い、日直員は1時間に一度、モニターを見て異常がないことを確認する。

9. 問題発生時

①見守りカメラのモニタリングで問題が確認された場合、日直員は上宇部地域づくり協議

会に直ちに連絡する。連絡順位は以下のとおりとする。

*上宇部地域づくり協議会

会長 浅田 宏之 自宅 0836-32-2896、携帯 090-7128-9125

副会長 青木 寛 自宅 0836-31-8998、携帯 090-9736-7212

副会長 大谷 欣士 自宅 0836-34-4863、携帯 090-3370-6135

副会長 三好 十武士 自宅 0836-32-2987、携帯 090-3635-9331

②連絡を受けた役員は直ちに上宇部会館に急行し、状況を確認すると共に同時に他の役員

3名に連絡する。

③上宇部会館に急行した役員は状況を確認し、状況に応じた適切な処置をとる。

10. その他

①食事を含む間食は1階ロビーあるいは図書コーナーで行う。

以上